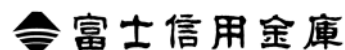


自動振込規定



第1条 (契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の依頼書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第2条 (振込指定項目の届出)

自動振込のお取扱いにあたっては、予め振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届けください。

当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第3条 (手数料)

この取扱いにあたっては、ホームページおよび店頭掲示その他の適切な方法によりお知らせした手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は、ホームページおよび店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

第4条 (振込日)

振込日が休日の場合は、自動振込依頼書のご選択に従い処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その日の末日をもって振込日といたします。

第5条 (振込金額)

振込金額は、自動振込依頼書で指定された月の指定された金額で処理いたします。

第6条 (指定預金口座からの引落し)

- (1) 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定に関わらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。
- (2) 指定預金口座の残高が、振込日において、振込金額と振込手数料の合計額に満たない場合は、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- (3) 通信機器、回線の故障または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

第7条（振込の取消）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

第8条（振込の取り止め、変更など）

振込を取り止める場合は、廃止届を提出してください。また、振込の内容等を変更する場合には、廃止届を提出のうえ、新たに変更した内容の取扱いをお届けください。なお、届出前の振込について、当金庫はその責任を負いません。

第9条（解約）

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されるものとして処理いたします。
- (3) 自動振込廃止届を提出し、当金庫が受理した場合、解約手続きをいたします。
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫において依頼人の住所が不明となった場合は、振込不能時から6か月をもって契約解除をいたします。
- (5) 支払の停止または、破産、特別清算、会社更生若しくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき契約解除をいたします。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき契約解除をいたします。

第10条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。